

# 若年世帯の新生活を支援します！

## (若年世帯新生活支援事業)

R4.4作成

若年層の町への移住及び定住の促進並びに子育て支援を図るため、町内で住宅取得又はリフォームした若年世帯を対象に、行政ポイント(たてポカードのポイント)を付与します。

### 若年世帯とは・・・

住宅取得等に係る契約を締結した日が、婚姻の届出の日から起算して**10年以内**の世帯、または契約後**6か月以内**に婚姻した世帯で、夫婦の年齢のいずれかが**42歳以下**の世帯



### ■対象住宅

- 令和2年4月1日以後の契約に基づき住宅取得等をした住宅であること。
- リフォームの場合は、所有権移転登記完了後1か月以内の契約であること。
- 住宅取得等(併用住宅の場合は、居住部分)に要する費用が**100万円以上**であること。
- 住宅取得にあつては、3親等内の親族からの購入により所有権を取得したものでないこと。
- 賃貸を目的とするものでないこと。
- 建築基準法等の法令に基づき、適正に建築された住宅であること。
- 居住部分の延べ面積が**70平方メートル以上**であること。

### ■対象者

若年世帯のうち、住宅取得に係る契約を締結した者又は住宅の所有権を持ち、リフォームに係る契約を締結した者で下記の要件を全て満たす者

- 住宅取得等に係る支払いが完了した日の翌日から起算して1年以内における夫婦の住民基本台帳に記録された住所が、行政ポイント付与対象住宅の住所と同一であること。
- 世帯全員が、町税等を滞納していないこと。
- 世帯員に暴力団員がいないこと。
- 若年世帯の夫婦いずれもが、立山町三代住宅取得支援事業補助金及び定住促進事業補助金の交付を受けていないこと。
- 若年世帯の夫婦いずれもが、過去にこの支援事業による行政ポイントの付与を受けたことがないこと。

### ■補助対象経費

住宅取得等に要する経費のうち、居住部分に係るもののみとします。ただし、下記の経費は、**補助対象経費に含みません**。

- 車庫、カーポート及び物置等の設置工事
- 門、塀、その他の外構工事
- 敷地造成
- 移動や取り外しが可能な家具の購入及び設置並びに家電製品の購入
- 電話及びインターネット等の配線工事
- 公共事業の施工に伴う補償費の対象となる工事
- 補助金の交付を受けようとする世帯の者が自ら施工する工事
- リフォームを伴わない解体工事
- その他町長が補助の対象として適当でないことと認める工事

## 手続きの流れ

新築・購入・リフォーム

ポイント付与申請書類の提出

#### 【提出書類】

- 行政ポイント付与申請書(様式第1号)
- 住宅の写真  
(※リフォームの場合は、施工箇所の**工事着工前**及び**工事完了後**の写真)
- 工事請負契約書又は売買契約書の写し
- 領収書の写し
- 建物の登記事項証明書(原本)
- 配置図及び各階平面図
- 住宅の位置図
- 世帯全員の住民票(本籍・続柄の記載があるもの)(原本)  
(※申請書提出日から起算して1か月以内に発行されたもの)
- 夫婦の記載のある戸籍謄本(原本)  
(※申請書提出日から起算して1か月以内に発行されたもの)
- 妊婦の場合、母子健康手帳の写し
- その他町長が必要と認める書類

申請期間：住宅取得等に係る支払いが完了した日の翌日から起算して1年以内

申請書類の審査

ポイント付与決定・通知

ポイント付与の請求(様式第3号)

ポイント付与

### ■ポイントの付与数

## 最大30万ポイント

中学生以下の子ども(胎児を含む)一人につき  
15万ポイント + 5万ポイント(上限15万ポイント)

※加盟店で1ポイント=1円として使うことができます。  
※たてポカードの入会申込みが必要です。  
(既にたてポカードをお持ちの方は不要です。)

### ■お問合せ

〒930-0292  
富山県中新川郡立山町前沢2440番地  
立山町役場 企画政策課 地域振興係  
電話：076-462-9980(直通)